

保護者・地域の皆様へ

「質の高い教育で子どもたちの未来を支える学都こおりやま」の実現を目指し
郡山市立学校教職員の「働き方改革」を推進します

教職員が心身ともに健康を保ち、笑顔で子どもと接し、子どもと向き合う時間を大切にする「寄り添う教育」を充実させます。

郡山市教育委員会
郡山市立小中学校長会
教職員安全衛生推進会議
郡山市立喜久田小学校
令和 8 年 4 月

令和 7 年度における郡山市立学校教職員の超過勤務(⇒時間外在校等時間)の現状を紹介します。

①1 箇月 45 時間以上超過勤務の割合は…	②1 箇月の平均超過勤務時間は…
18.4%	30 時間
でした。	でした。

郡山市立学校教職員における勤務時間に係る目標

- ①1 箇月の時間外在校等時間が 45 時間以上の割合 **0%**
- ②単年度における時間外在校等時間は 1 箇月平均 **30 時間以内**
(年 360 時間)

郡山市立学校教職員の勤務時間は **8:10~16:40** です。

国は、以下の 19 項目を示し、自治体や学校の実情に応じて、優先順位を定めながら教育職員の業務の見直しを推進するよう求めています。

学校と教師の業務の 3 分類(文部科学省作成資料より)

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<ul style="list-style-type: none"> ○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ○学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) ○地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査・統計等への回答 ○学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ○ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ○学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ○校舎の開錠・施錠 ○児童生徒の休み時間における安全への配慮 ○校内清掃 ○部活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○給食の時間における対応 ○授業準備 ○学習評価や成績処理 ○学校行事の準備・運営 ○進路指導の準備 ○支援が必要な児童生徒・家庭への支援

令和 8 年 4 月 1 日文部科学省告示「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」より抜粋

各校の「学校運営協議会」等でも学校・教師が行うべき業務について協議し、積極的に業務の整理へのご協力をお願いします。

～郡山市教育委員会の教職員の働き方改革への主な取組～

- 学校教職員安全衛生推進会議(年 3 回)を開催しています。
郡山市立学校の働きやすい職場づくりについて協議しています。
- 市独自に学校を支援する先生を配置しています。
特別支援教育補助員、複式学級補助員、教科専門員、ICT 支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
- 校務の効率化を図っています。
統合型校務支援システム活用による校務の効率化、各校で効果が見られた「働き方改革」に向けた事例の共有、服務勤務に係る様式の改訂、各種報告の回数を削減
- 学校閉庁日を設け、先生方のリフレッシュを図っています。
お盆期間における閉庁日の設定、緊急時対応窓口の設置
- 「部活動等のあり方に関する指針」を定めています。

- 各学校では、以下のルールのもと部活動を実施しています。
- ◆ 休養日のルール：活動日は週 5 日間を上限、市内一斉休養日(毎月第 3 日曜日:家庭の日)等
 - ◆ 活動時間のルール：平日 2 時間以内、週休日・長期休業 3 時間以内

本校では、教職員の働き方改革のために次のことに取り組みます！

- ICT 活用とペーパーレスによる校務処理の効率化を進めることで、教職員が子ども一人一人と向き合う時間を確保します。
- ノー残業デー(原則として 毎週水・金曜日)を設定します。
- ノー残業デーは、原則として 18:00 までに退勤することで、時間外勤務時間が月 45 時間以内になるよう努めます。

働き方改革の目的は、長時間勤務の縮減を進めることで、教師が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨けるようにすること、そして、児童生徒に向き合える時間を確保することです。保護者・地域の皆様に、教職員の勤務時間や部活動等のルール、働き方改革の趣旨及び内容をご理解いただき、学校・家庭・地域が手を取り合って、心身ともに元気な子どもたちを育てていきましょう！

